

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
61	健康増進事業の実施に関する事務(健康増進事業)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、健康増進事業の実施に関する事務(健康増進事業)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

健康増進事業の実施に関する事務(健康増進事業)において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務(健康増進事業)
②事務の概要	上天草市では健康増進法の規定に基づき、健康診査等の事業を実施する。生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い、健康づくりを推進する。 健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表2項に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納し、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1.健診票作成ファイル、2.健診受診結果情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111項(健康増進法) 番号法第9条第1項 別表1項の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1項の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、eラーニングを活用した研修を受講している。また、係内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際には、必要な内部監査等を行い、再発防止策等についての情報共有を行っている。 また、情報システムへのアクセスは、ID/パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月31日時点	平成29年9月1日時点		
平成29年11月17日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月31日時点	平成29年9月1日時点		
平成30年12月18日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年11月19日時点		
平成30年12月18日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年11月19日時点		
令和1年6月28日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日時点	令和元年7月1日時点		
令和1年6月28日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日時点	令和元年7月1日時点		
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年8月4日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年8月4日時点		
令和2年8月4日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年8月4日時点		
令和4年3月3日	4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
令和4年3月3日	4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1. マイナンバー法第9条第1項 別表第二(第102項の2)		
令和6年3月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年3月15日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日時点	令和6年1月31日時点		
令和6年3月15日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日時点	令和6年1月31日時点		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	上天草市では健康増進法の規定に基づき、成人健康情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。	上天草市では健康増進法の規定に基づき、健康診査等の事業を実施する。生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い、健康づくりを推進する。健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表2項に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納し、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー		
令和7年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報のファイル名	1.健診申込情報ファイル	1.健診票作成ファイル		
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第76号	番号法第9条第1項 別表111項(健康増進法)番号法第9条第1項 別表1項の主務省令で定める事務を定める命令 第54条		
令和7年6月30日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施するする		
令和7年6月30日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表1項の主務省令で定める事務を定める命令 第50条		
令和7年6月30日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日時点	500人未満 令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	十分である。		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)、接続しない(提供)	十分である		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 9.監査 実施の有無	内部監査	自己点検を追加		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策		2)目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、eラーニングを活用した研修を受講している。 また、係内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際等には、必要な内部監査等を行い、再発防止策等についての情報共有を行っている。 また、情報システムへのアクセスは、ID/パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。		